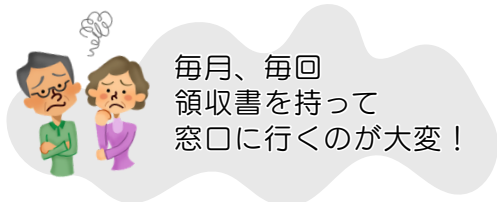


# 国民健康保険に加入の方々の 高額療養費の申請手続きが

# より **かんたん** さらに **便利** に！

令和8年 **8月** 診療分から開始！

医療費の負担が高額になった場合、診療月ごとに領収書を添えて申請いただいていたのですが、今後は下記手続きを行うことで、医療機関や調剤薬局の領収書の提出や窓口への来庁が不要となります。



申請は **初回** のみ！  
以降は **自動** で **振込み**  
領収書も不要！



## ■ 手続きの方法

### 窓口で申請



「申請書兼同意書」へ  
記入し提出

#### 持ち物



本人確認書類

マイナンバーカード  
免許証 等



世帯主名義の振込先口座が  
わかる通帳

### 郵送で申請



1 「申請書兼同意書」を市ホーム  
ページよりダウンロードし印刷



2 必要事項を記入



3 世帯主の本人確認書類の写し  
を同封し送付

❗ 世帯主以外の方の口座へ支給する場合

**窓口** 世帯主か代理人の本人確認書類と委任状、  
振込先口座のわかる通帳を持参してください。

**郵送** 上記に加えて、世帯主以外の名義の口座の口  
座番号のわかる通帳の写しを同封してください。

## ■ 開始対象の診療月

令和8年8月受診分から自動支給の対象となります。

支給月は対象の診療月から約3ヵ月後です。

※令和8年7月受診分までは従来通り、窓口での申請と領収書の提出が必要です。

## ■ 注意事項

- ・支給時期は医療機関等の状況により遅れる場合があります。
- ・支給額は「診療報酬明細書」を基に算定するため、領収書と異なる場合があります。
- ・国民健康保険料の滞納、世帯主等の変更がある場合は対象外となる場合があります。

国民健康保険課 〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

☎ 0774-20-8729

宇治市 高額療養費 簡素化

検索

宇治市  
ホームページ

